

## 大町市保育園入園申込説明会次第

令和7年9月30日及び10月1日  
午前10:00～

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 保育所等のあり方検討委員会の検討状況について
- 4 来年度の保育園の利用に係る調整について
- 5 保育園の利用及び申込方法等について
- 6 質疑応答
- 7 閉会

## 入園児利用調整の実施、将来的には保育園の再編へ

令和7年7月17日(木)に令和7年度第1回保育所等のあり方検討委員会が開催されました。保育所等のあり方検討委員会では、「近年の未満児保育の需要増加など多様化する保育ニーズを踏まえ、**待機児童を出さないほか、延長保育や障がい児保育、一時預かり事業など様々な保育を提供し、将来にわたり安心・充実した子育て環境を実現する。**」ことを目的に市の保育施設のあり方について検討しています。

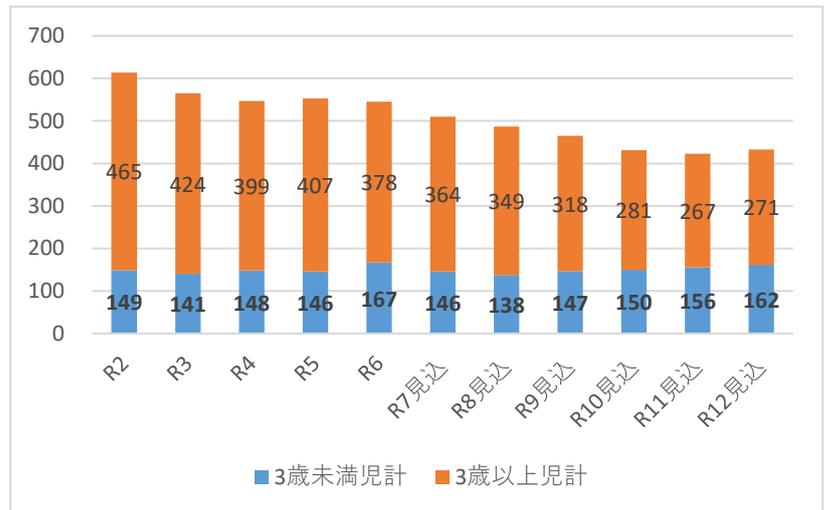
### 1 市の保育施設の現状と課題

就学前児童数が減少とともに、今後保育施設を利用する3歳以上児は減少しますが、核家族化や育児休業の拡充等により、3歳未満児の利用数は、横ばいから微増で推移する見込みです。

公立保育園では、3歳未満児や個別の支援が必要なお子さんに対応するほか、一時預かり事業や園開放など地域のニーズに対応した子育て支援事業を実施しており、**保育士が充足しているとは言えない状況**です。

特に、**小規模園では、保育士不足により年齢の異なるお子さんを同じクラスでお預かりせざるを得ない状況**となっています。

○保育施設利用者数の推移（各年度3月31日現在）



### ◎長時間（延長）保育の状況

各保育園は、7:30から19:00まで開所し、早朝と夕方の長時間(延長)保育を実施しています。長時間保育は全ての保育園で利用があり、ニーズの高い事業ですが、長時間保育を担う職員が年々減少しており、**今後5年程度で保育園では、現在の開所時間が維持できなくなる**ことが予想されます。

○長時間（延長）保育利用者数（令和7年6月現在）

園名	早朝(7:30~8:30)		夕方(16:30~19:00)	
	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
はなのき保育園	20	30	12	25
あすなろ保育園	10	22	5	10
しらかば保育園	1	8	1	8
どんぐり保育園	3	8	4	9
たけのこ保育園	2	2	2	2
くるみ保育園	7	15	2	15
合計	43	85	26	69

このままでは・・・

- ・ 3歳未満児に待機児童が発生する可能性が高い。
- ・ 早朝、夕方の長時間保育ができない園が発生する。

### ◎民間保育施設の状況

市内には、3つの認定こども園と1つの家庭的保育事業を実施する民間保育施設があります。このうち認定こども園は、**3園とも公立保育園より新しい施設で、2歳以上（一部1歳児の利用も可）のお子さんを7:30~18:30まで預かる**ことができます。それぞれの認定こども園は、**特色ある教育を実施**しており、大町市の子育て環境にはなくてはならない施設となっています。

また、家庭的保育事業を実施するきらり大町総合病院園は、3歳未満児のみを預かる小規模保育施設です。

## 2 課題解決のための具体的な取組み

未満児保育や長時間保育を安心して利用できる環境を整えるため、次のような取組みを実施することとなりました。

### ◎入園児利用調整の実施（令和9年4月から）

市の公立保育園の喫緊の課題は、需要が増加する0歳児・1歳児の入園希望に対して、待機児童を出不さず、安全・安心な保育を実施することです。そのために、令和9年4月からは、公立、私立の全ての保育施設の入園を市で調整する利用調整を実施します。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"><li>待機児童が出にくい</li><li>公平性の担保</li><li>公立保育所と認定こども園の役割分担</li><li>民間保育施設の経営安定化</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>兄弟で異なる利用園の可能性</li><li>昨年度通った園と異なる園になる可能性（3歳以上児を除く。）</li></ul>

### ◎公立保育園の再編による保育士の集約化（実施時期未定）

現在7か所ある公立保育園を再編し、保育士の配置の適正化を行い、開所時間（7:30～19:00）の維持又は拡充、未満児保育、長時間保育、障がい児保育等の多様な保育ニーズへの対応、年齢に応じた適切な集団保育の提供を行います。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"><li>現在の開所時間の維持又は拡充</li><li>ニーズが増加する未満児保育に対応</li><li>異年齢クラスの解消と適切な人数の集団保育の実施</li><li>無理のない受入れによる保育の質の向上</li><li>保育士の働き方の改善と安定的な雇用</li><li>施設の維持管理費用の軽減</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>通園する園が遠くなる可能性</li><li>一時的に改修工事（未満児クラスの増設など）による改修費の増</li></ul>

### ◎民間保育施設の有効活用

認定こども園の特色ある教育など、保育園とは異なる魅力を保護者に感じていただける機会を創出しながら、2歳以上のお子さんの認定こども園の利用を促進します。2歳以上のお子さんを今まで以上に認定こども園でお預かりできる体制とすることで、保育園では、0歳児、1歳児、要支援児など、需要が増加する保育ニーズに対応します。

取組みにより・・・

将来的にニーズが高くなると見込まれる「長時間保育・未満児保育・一時預かり事業」などに対応し、子育て環境の充実につながる。

## 3 今後の予定

第1回保育所等のあり方検討委員会では、入園児利用調整を早急に進めるとともに、今後保育園の再編を進めることが必要であるとの結論が出されました。

今後は、保育園の再編に向けた具体的な内容が協議されますが、その際には、保護者や地域の皆様の意見を伺う機会を設け、子育て環境の充実のため、よりよい再編の方法を検討していきます。

※第1回保育所等のあり方検討委員会の資料及び会議録は、市のホームページに掲載しています。

URL: <https://www.city.omachi.nagano.jp>（市ホームページトップページ）

市民の方へ→子育て・教育→保育園・幼稚園・児童センター→保育所等のあり方検討委員会

令和7年9月30日

来年度2歳児及び3歳児の保護者の皆様

大町市長 牛越 徹

来年度の保育園の利用に係る調整について（依頼）

保育園では、保育士不足の中、これまで何とか待機児童を出さずにお子様をお預かりしてきましたが、お子様を安心・安全にお預かりすることを考慮すると、来年度は0歳児、1歳児、2歳児で待機児童が発生してしまう可能性があります。

市としては、全てのお子様認定こども園等を含むいずれかの保育施設をご利用できることを最優先とするため、来年度2歳児及び3歳児になる保護者の皆様に保育園の利用に係る調整をお願いしたいと考えております。

下記の内容をご確認いただき、これまで保育園を利用されていた方を含め、全ての方に別添の支給認定申請書を下記期間にご提出いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

記

1 認定こども園の利用について

市内の認定こども園は、7:30~18:30まで（土曜日も含む）開所しており、保育認定（両親が就労等により家庭で保育できない）を受けた場合、必要な時間内の利用が可能です。ご両親のいずれかが就労していないなど、保育認定を受けていない場合も、教育認定（概ね4時間）で利用することができます。

主に2歳以上のお子様をお預かりできる施設ですので、ご利用をご検討ください。各園の詳細は、それぞれの園のホームページをご確認いただくほか、本日はパンフレットがありますので、必要な方はお持ちください。

★各園の利用可能年齢

施設名	利用可能年齢
大町幼稚園	概ね1歳8か月～
こまくさ幼稚園	概ね1歳8か月～
りんどう幼稚園	1歳～

## 2 大規模園の利用について

公立保育園をご希望の方は、保育士が不足する中、適切な集団で効率的に保育ができることから、可能な範囲で大規模園（はなのき保育園、あすなろ保育園、くるみ保育園）をご利用ください。

各クラスにおいて、少人数のため集団保育の形成が困難となった場合には、転園をお願いする場合があります。

## 3 育児休業継続利用の要件の変更について

2歳児に待機児童が発生する可能性があることから、育児休業取得時に既に保育園を利用しているお子様のお預かりは、3歳児以上（令和8年4月1日時点で3歳以上）に変更となりました。（これまでは2歳児以上）

## 4 希望保育園の記入について

別添の支給認定申請書には、希望する園を5つ記入できるようになっています。認定こども園を含め、できる限り多くの利用希望を記入してください。来年度の利用園の決定は、市の利用調整基準によって決まりますので、利用希望園の記入が少ない方は、利用調整基準により、保育園や認定こども園を利用できない可能性があります。

※1園のみを記入することは可能ですが、ご自身の利用調整点数より高い方で希望園が満員になった場合は、預けることができなくなります。

## 5 支給認定申請書の提出について

上記の内容を踏まえて、令和7年10月20日（月）～10月25日（土）の間に支給認定申請書の提出をお願いします。利用調整のため、希望する園と異なる園をご紹介するため、お電話することがありますので、ご承知おきください。

### ★提出方法

#### ①窓口で申請

午前8時30分～午後5時15分 子育て支援課へ

10月25日（土）のみ 午前9時～12時 1階市民課へ

#### ②電子申請（おすすめ！）

申込期間内に市ホームページに掲載の専用フォームから申請

#### ③郵送申請

申請書等を上記申込期間に郵送（必着）

#### ④在園する園に提出（在園児のみ、新規の入園希望者は不可）

現在、利用している保育園に提出

問い合わせ先

大町市民生部子育て支援課児童係

電話 0261-22-0420（内）681、683